

令和2年4月9日

保護者の皆様

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄

国における緊急事態宣言に伴う臨時休業措置の延長等について

日ごろより本市の教育活動に対しまして、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、小・中学校においては、国の専門家会議の提言等をふまえ、4月8日から17日まで臨時休業措置をとっておりますが、令和2年4月7日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針等をふまえ、臨時休業期間を5月6日までとしましたので、保護者の皆様には趣旨を十分にご理解いただき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とお子様の静養にご協力くださいますようお願い申し上げます。

- 1 臨時休業期間の延長 **令和2年4月18日（土）から5月6日（水 休日）まで**
対象 全校児童生徒
※登校する日を設定する場合は、文部科学省から示された対策に基づいて実施します。
- 2 臨時休業期間中の対応について
 - (1) 臨時休業の期間は不要の外出を控え、自宅で静かに休養をとるとともに、自宅学習を行ったり、健康保持の観点から屋外で体を動かしたりするなど、家庭での過ごし方を工夫してください。
 - (2) 引き続き、お子様の健康状態の確認をお願いします。万が一、新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者と認められた場合には、学校に連絡ください。
 - (3) 学校から連絡する際には、配信メールのサーバー等の状況により確認しづらいことがありますので、学校のホームページも合わせてご確認ください。
また、直接学校からご連絡する場合がありますので、電話連絡先等を改めて確認していただき、変更がある場合には、必ず学校にご連絡ください。
- 3 学校における一時預かり事業
〈対象〉・小学校1・2年の児童、特別支援学級在籍の児童生徒のいる家庭のうち、日中、保護者が仕事等のため不在で、他の預かり場所の受け入れが困難な家庭の児童生徒
・児童コミュニティクラブを利用している小学校1～4年生のうち、開所時間まで保護者が仕事等のため不在で、他の預かり場所の受け入れが困難な家庭の児童

〈利用日及び利用時間〉 臨時休業期間（土・日曜日、祝日等は除く）

午前8時30分から午後2時

〈利用方法等〉 ・利用にあたっては、原則、前日午後5時までに在籍する学校に電話で、ご連絡ください。

- ・登下校は、保護者がつきそうなど、安全面の配慮をお願いします。また、教職員に直接お子様を引き渡してください。
- ・学校では自習としますので、学習内容についてはご家庭で相談をお願いします。また、昼食もご用意ください。
- ・利用にあたっては、毎朝、健康の状況をご確認いただき、発熱や咳などの風邪の症状がある場合は、利用をお控えください。

4 臨時休業期間の校庭の利用について

児童生徒等の健康保持の観点から、子どもたちに小学校の校庭を利用できるようにします。

〈利用の留意点〉

- ・外出する場合には、保護者の了承を得ること。
- ・一度に大人数が集まること、人が密集するような利用は避けること。
- ・軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけなど）でも外出を控えること。
- ・午前中は各家庭で学習。午後の時間帯で利用が可能となります。（各校でお示しします。）
- ・伊勢原市教育委員会、各校の判断で、予告なく利用を中止またはお断りする場合があります。
- ・スポーツ振興センター（学校管理下における災害共済給付制度）の対象にはなりませんので、行き帰りを含めて、保護者及び本人が十分安全に配慮するようご確認ください。

5 その他

- （1）1学期に予定されていた、小学校の運動会やキャンプ、遠足、中学校の遠足や修学旅行などの学校行事等については1学期には実施せず、状況により、2学期以降への延期、または中止や規模の縮小についての検討を行います。
- （2）お子様のことで、お困りのことなどありましたら、学校にご相談ください。

問い合わせは
伊勢原市教育委員会 教育指導課
TEL 0463-74-5243（直通）
FAX 0463-95-7615